

第46回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

福井県福井市中央1丁目2番1号
ハピリン 3階 ハピリンホール
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の
会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えの
ないようにご注意ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）6名選任
の件

(証券コード9790)
2025年5月30日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

福井県福井市高木中央1丁目2501番地
福井コンピュータホールディングス株式会社
代表取締役CEO 佐藤 浩一

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第46回定時株主総会招集ご通知」及び「第46回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://hd.fukuicompu.co.jp/ir/holders_meeting.html



また、上記のほか、株式会社東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトにも掲載しております。以下のウェブサイトにアクセスしていただき、銘柄名(会社名)に「福井コンピュータホールディングス」又は証券コード欄に「9790」を入力のうえ検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択してご確認くださいませようお願い申し上げます。

株式会社東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ後述のご案内に従いまして、2025年6月19日(木曜日)午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福井県福井市中央1丁目2番1号
ハピリン 3階 ハピリンホール
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第46期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月19日（木曜日）午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使

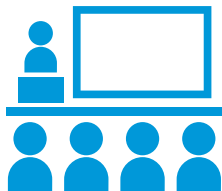


次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

行使期限 2025年6月19日（木曜日）午後6時行使分まで

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2025年6月20日（金曜日）午前10時
(受付開始 午前9時予定)

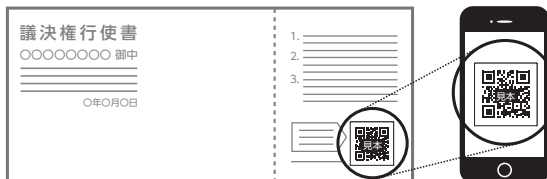
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使のご案内

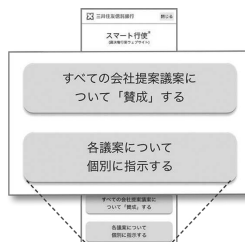
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

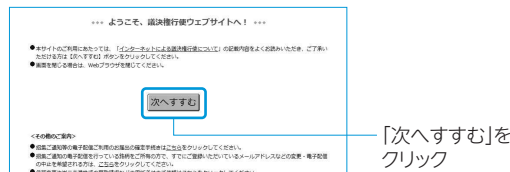
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

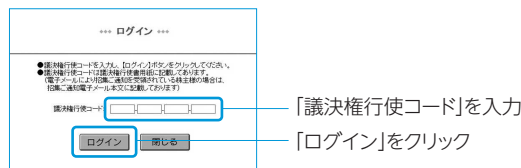
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

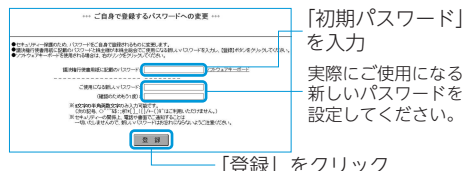
① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



② 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



③ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行
ウェブサポート

専用
ダイヤル



0120-652-031
(午前9時～午後9時)

用紙のご請求等、
その他のご照会先



0120-782-031
(平日午前9時～午後5時)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆様への利益還元姿勢を重視した配当を実施することを当社の基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、下記のとおり 1 株につき普通配当70円とさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金70円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,447,263,090円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては15ページをご参照ください。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位			
1	佐藤 浩一	代表取締役CEO 社長執行役員	再任		
2	橋本 彰	取締役CFO/CHRO 常務執行役員 経営企画本部長	再任		
3	杉田 直	取締役	再任		
4	坂口 賢司	社外取締役	再任	社外	独立
5	東雲 凛	社外取締役	再任	社外	独立
6	小笹 文	社外取締役	再任	社外	独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1 さとう こういち 佐藤 浩一 (1963年12月16日生)



再任

所有する当社の株式数
5,200株
取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

1998年4月	当社入社
2007年10月	当社 関西支社長
2008年2月	当社 執行役員関西支社長
2012年4月	当社 執行役員営業統括部長
2012年7月	福井コンピュータアーキテクト株式会社 取締役営業本部長
2017年11月	当社 取締役 福井コンピュータアーキテクト株式会社 代表取締役社長 福井コンピュータ株式会社 取締役 福井コンピュータスマート株式会社 取締役 福井コンピュータドットコム株式会社 取締役 福井コンピュータシステム株式会社 取締役
2022年2月	当社 代表取締役社長
2022年4月	福井コンピュータアーキテクト株式会社 取締役
2023年6月	当社 代表取締役グループCEO兼社長執行役員
2025年4月	当社 代表取締役CEO兼社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

佐藤浩一氏は、これまで支社長及び営業本部長等の営業部門の要職、さらに福井コンピュータアーキテクト株式会社の代表取締役社長を歴任し、幅広い業務知識並びに会社の経営及び管理に関する豊富な経験と知識を有しております。これらの経験及び実績から、当社グループのこれからの事業の発展及び企業価値の向上に強いリーダーシップを発揮し、当社グループ全体を強く牽引することができるものと判断し、取締役候補者となりました。



再任

所有する当社の株式数
4,100株
取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

1990年10月 当社入社
2005年 6 月 当社 取締役販売企画部長
2013年 4 月 福井コンピュータ株式会社 取締役カスタマサポートセンター長
2013年 7 月 福井コンピュータスマート株式会社 代表取締役社長
2016年 6 月 福井コンピュータ株式会社 執行役員営業本部担当部長
2017年11月 当社 取締役経営管理本部長
福井コンピュータアーキテクト株式会社 取締役
福井コンピュータ株式会社 取締役
福井コンピュータスマート株式会社 取締役
2018年 1 月 福井コンピュータシステム株式会社 取締役
2020年 6 月 福井コンピュータアーキテクト株式会社 監査役（現任）
福井コンピュータ株式会社 監査役（現任）
福井コンピュータスマート株式会社 監査役
福井コンピュータシステム株式会社 監査役（現任）
2022年 6 月 当社 常務取締役経営管理本部長
2023年 4 月 福井コンピュータスマート株式会社 取締役COO兼執行役員
2023年 6 月 当社 常務取締役グループCFO/CHRO兼常務執行役員経営管理本部長
2024年 6 月 当社 取締役グループCFO/CHRO兼常務執行役員経営管理本部長
2024年 6 月 福井コンピュータスマート株式会社 取締役CSO兼執行役員
2025年 4 月 当社 取締役CFO/CHRO兼常務執行役員経営企画本部長（現任）
福井コンピュータスマート株式会社 監査役（現任）

重要な兼職の状況

福井コンピュータアーキテクト株式会社 監査役
福井コンピュータ株式会社 監査役
福井コンピュータスマート株式会社 監査役
福井コンピュータシステム株式会社 監査役

取締役候補者とした理由

橋本彰氏は、販売企画、プロモーション業務、サポートサービス業務及び経営管理業務に携わり、グループ各社の取締役を歴任するなど、様々な部門に精通する経験と豊富な知識を有しております。また、グループ各社の監査役として経営の監査・監督を担うなど、今後のグループ経営に貢献できうる人材であることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 3 すぎ た 杉田 ただし 直 (1964年7月14日生)



再任

所有する当社の株式数
13,700株
取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

1987年11月	当社入社
1998年4月	当社 九州支社長
2004年4月	当社 執行役員中部支社長
2012年4月	当社 執行役員営業本部長兼土木測量営業統括部長
2012年6月	当社 取締役
2012年7月	福井コンピュータ株式会社 代表取締役社長
2016年6月	当社 常務執行役員
2018年4月	福井コンピュータ株式会社 代表取締役社長 福井コンピュータアーキテクト株式会社 取締役 福井コンピュータスマート株式会社 取締役
2019年6月	当社 取締役（現任）
2020年6月	福井コンピュータシステム株式会社 取締役（現任）
2023年6月	福井コンピュータ株式会社 代表取締役CEO兼社長執行役員
2024年6月	福井コンピュータ株式会社 代表取締役COO兼社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

福井コンピュータ株式会社 代表取締役COO兼社長執行役員
福井コンピュータシステム株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

杉田直氏は、入社以来営業部門に携わり、幅広い業務経験及び経営知識を有しており、現在は福井コンピュータ株式会社の代表取締役COO兼社長執行役員として会社全体を牽引し、土木・測量関連事業を推進する中心的役割を担っております。これらの経験及び実績をグループ経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号 4 さか ぐち 坂口 けん じ 賢司 (1979年10月10日生)



再任

社外

独立

所有する当社の株式数
－株

取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

2015年9月 株式会社プロフィットメイカーズ設立 取締役
2015年9月 株式会社wizpra (現 株式会社Emotion Tech) 入社
2016年9月 株式会社プロフィットメイカーズ 代表取締役 (現任)
2016年9月 株式会社wizpra (現 株式会社Emotion Tech) 取締役
2019年7月 株式会社ハンズオン 取締役 (現任)
2020年5月 株式会社ビューティーターミナル 取締役 (現任)
2023年6月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社プロフィットメイカーズ 代表取締役
株式会社ハンズオン 取締役
株式会社ビューティーターミナル 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂口賢司氏は、これまでIT分野、特にエンジニアリングに強みをもつビジネスを展開している企業の代表取締役及び取締役として、先進的な技術を活用したサービスの開発・運営に携わっており、高度な技術力とビジネスセンスを有しています。この経験を活かし、当社の技術戦略の策定やビジネス戦略の実行及び当社が取り組むべき課題に対して有益なアドバイスをいただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。



再任

社外

独立

所有する当社の株式数
一株

取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

2009年4月 独立行政法人日本学術振興会 特別研究員
2011年4月 立命館大学経営学部 助教
2013年4月 パドバ大学（イタリア） 客員研究員
2013年6月 オーストラリア国立大学 客員研究員
2015年4月 明治大学商学部 専任講師
2015年9月 PwCあらた監査法人（現 PwCJapan有限責任監査法人）PwCあらた基礎研究所 研究員
2018年4月 明治大学商学部 准教授
2023年4月 明治大学商学部 教授（現任）
2023年6月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

明治大学商学部 教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

東雲凜氏は、国内外の大学の客員研究員及び教授を歴任されており、当社取締役会において、国際性、環境・社会性、多様性など幅広い観点から、当社のサステナビリティ経営のより一層の推進に的確な助言をいただけるものと判断しております。また、これまでの豊富な経験を活かし、世界的に著しく変化する外部環境を踏まえ、適切な監督機能を発揮いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。



再任

社外

独立

所有する当社の株式数
一株

取締役会出席状況
12/13回

略歴、当社における地位及び担当

1999年 4 月 株式会社リクルート 入社
2006年 6 月 グーグル株式会社（現 グーグル合同会社） 入社
2009年 6 月 株式会社ナインスラッシュワン 代表取締役社長
2011年 3 月 イベントレジスト株式会社 最高業務執行責任者（COO）
2012年 1 月 イベントレジスト株式会社 取締役最高業務執行責任者（COO）
2018年 7 月 合同会社カラフル 代表社員（現任）
2021年 3 月 株式会社メタップス 社外取締役（監査等委員）
2023年 7 月 株式会社メタップス 社外取締役
2024年 2 月 一般社団法人コミュニティマーケティング推進協会 理事（現任）
2024年 3 月 地主株式会社 社外取締役監査等委員（現任）
2024年 6 月 当社 社外取締役（現任）
2024年 6 月 株式会社ヌーラボ 社外取締役（現任）
2024年11月 株式会社出前館 社外取締役（現任）
2025年 4 月 日本工業大学大学院技術経営研究科 准教授（現任）

重要な兼職の状況

合同会社カラフル 代表社員
一般社団法人コミュニティマーケティング推進協会 理事
地主株式会社 社外取締役監査等委員
株式会社ヌーラボ 社外取締役
株式会社出前館 社外取締役
日本工業大学大学院技術経営研究科 准教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小笹文氏は、これまで複数の企業の立ち上げに携わり、自身でも会社を経営されるなど、企業の経営及びマーケティングに関する豊富な実績と経験を有しております。その知見を活かし、今後の当社の新規事業開発及び新製品・サービスのマーケティングにおいて、事業戦略の策定及びその社内外への展開について助言をいただくとともに、社外中立の立場から適切な監督機能を発揮いただけるものと期待し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂口賢司、東雲凜及び小笹文の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 坂口賢司、東雲凜及び小笹文の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって坂口賢司、東雲凜の両氏は2年、小笹文氏は1年となります。
4. 坂口賢司、東雲凜及び小笹文の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める「独立役員の独立性基準」を満たしております。当社は、坂口賢司、東雲凜及び小笹文の各氏を独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。なお、「独立役員の独立性基準」につきましては、15ページをご参照ください。
5. 当社は、坂口賢司、東雲凜及び小笹文の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。また、保険料は特約部分を含め当社負担であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中に同内容での更新を予定しております。

第2号議案が承認された場合の経営体制

氏名	当社における地位	企業経営	営業・業界	開発・R&D	財務・会計	法務・コンプライアンス	サステナビリティ
佐藤 浩一	代表取締役CEO 社長執行役員	●	●	●			
橋本 彰	取締役CFO/CHRO 常務執行役員	●	●		●		●
杉田 直	取締役	●	●				
坂口 賢司	社外取締役	●		●			
東雲 凜	社外取締役				●		●
小笹 文	社外取締役	●	●				
高橋 勝	社外取締役 (常勤監査等委員)	●			●		
神田 輝生	社外取締役 (監査等委員)	●				●	
三橋 明史	社外取締役 (監査等委員)	●			●	●	

※サステナビリティには、人材戦略、多様性確保、コーポレートガバナンスの要素を含んでおります。

※第2号議案が原案どおり可決承認されますと、取締役9名のうち社内取締役3名、社外取締役6名となります。

なお、社外取締役6名のうち、高橋勝氏を除く5名は独立役員となる予定です。

監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任及び報酬について、指名・報酬委員会での議論の確認を含めて検討を行いました。各候補者に関しては、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、報酬等の内容は妥当と判断します。

独立役員の独立性基準

当社は、一般株主保護のため、当社における独立役員の独立性基準を以下のとおり定め、当該基準に照らして独立性を確保できる者の中から独立役員を指定いたします。

1. 当社グループ（当社及び当社連結子会社）の業務執行者（注1）である者、又は過去10年において業務執行者であった者ではないこと
 2. 本人が、現在又は過去3年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと
 - (1) 当社グループの主要な取引先（注2）の業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な借入先（注3）の業務執行者
 - (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
 - (4) 当社グループとの間で、社外役員の相互就任（注5）の関係にある会社の出身者
 - (5) 当社グループから多額の寄付（注6）を受け取っている者（法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 3. 配偶者及び二親等内の親族が、上記1. 及び2. に該当していないこと
- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。
2. 「主要な取引先」とは、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた取引先、もしくは当社グループの直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行った取引先をいう。
3. 「主要な借入先」とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入れを行っている金融機関をいう。
4. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の合計が事業年度につき1,000万円以上となるものをいう。
5. 「社外役員の相互就任」とは、当社グループの出身者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の出身者を当社の社外役員として迎え入れることをいう。
6. 「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円、又は当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える支払いをいう。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の増加、インバウンド需要の拡大等を背景に緩やかな回復基調がみられました。しかしながら、諸外国の施策による影響や資源・エネルギー価格の高騰、物価高の影響が続いており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界では、人手不足や長時間労働の課題に加え、人件費や資材価格の高騰、働き方改革による残業時間上限規制への対応が求められており、積極的なDXやデジタル化への投資が行われています。

このような環境の下、当社グループ（当社及び連結子会社）における当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高14,717百万円（前期比6.5%増）、営業利益6,085百万円（前期比8.9%増）、経常利益6,211百万円（前期比9.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,189百万円（前期比9.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

〔建築システム事業〕

建築システム事業の売上高は6,905百万円（前期比7.0%増）、営業利益2,519百万円（前期比18.8%増）となりました。当連結会計年度は、2025年4月に施行される建築基準法改正を見据えた市場ニーズの高まりを的確に捉え、住宅事業及び建材事業において、法改正対応プログラム関連製品の販売が大幅に伸長しました。またBIM事業では、国産BIMシステムとしての信頼性が評価され、既存顧客を中心としたストック型サービスが安定的に推移しました。さらに、価格改定による単価の改善も奏功し、前期比で増収増益となりました。

〔測量土木システム事業〕

測量土木システム事業の売上高は7,168百万円（前期比2.2%増）、営業利益は3,438百万円（前期比4.1%増）となりました。当連結会計年度は、国土交通省が推進するi-Constructionの影響により点群データ活用の需要が拡大し、関連製品の売上が順調に推移しました。また、BIM/CIMにおいても2023年度より原則適用となり、業務の実施率が増加し、需要増から売上増加に結びついております。一時点での製品売上が減少するもストックビジネスの堅調な伸び、価格改定に伴う売上増加も寄与し前期比で増収増益となりました。

〔ITソリューション事業〕

ITソリューション事業の売上高は643百万円（前期比82.7%増）、営業利益は483百万円（前期比233.0%増）となりました。2024年10月に行われた衆議院選挙の出口調査システムにかかわる売上に計上しており、前期比で増収増益となりました。

〔投資事業〕

投資事業では完全子会社であるIFAC合同会社を設立し、当該子会社を通じてIFAC投資事業有限責任組合を設立し投資活動を実施しております。主な投資対象は、当社グループの事業領域と関連性の高い優れたサービスやビジネスモデルを持つスタートアップやベンチャー企業としております。技術やノウハウの共有、ビジネスパートナーシップの構築などを図ることにより、相互に成長を促進し、社会的な課題解決に貢献するシステムの構築にも積極的に取り組んでおります。なお、当連結会計年度の営業損失は運営経費による4百万円となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,143百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの所要資金は、自己資金で賄っております。

データセンターの建設
事業拠点の新設及び改修

③ 資金調達の状況

特記事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第43期	第44期	第45期	第46期
	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	(当連結会計年度) 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売 上 高(百万円)	14,331	13,630	13,821	14,717
親会社株主に 帰 属 す る(百万円)	4,222	3,809	3,817	4,189
当期純利益				
1株当たり 当期純利益(円)	204.24	184.24	184.63	202.65
総 資 産(百万円)	24,593	26,743	29,763	33,044
純 資 産(百万円)	18,963	21,683	24,407	27,102
1株当たり 純 資 産 額(円)	917.21	1,048.78	1,180.50	1,310.85

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金又は出資金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容 等
福井コンピュータアーキテクト株式会社	10百万円	100%	建築システム事業
福 井 コ ン ピ ュ ー タ 株 式 会 社	10百万円	100%	測量土木システム事業
福井コンピュータスマート株式会社	10百万円	100%	サポートサービス事業 ITソリューション事業
福井コンピュータシステム株式会社	50百万円	100%	建築システム事業
I F A C 合 同 会 社	－百万円	100%	投資事業
I F A C 投資事業有限責任組合	1,165百万円	99.99% (0.01%)	投資事業

(注) 当社の出資比率の()内は、間接出資比率を外数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの市場である建設業界は、少子高齢化、財政の逼迫に伴って中長期的に市場規模の縮小が懸念されます。また、2024年4月からの働き方改革関連法の適用開始による労働時間短縮への取り組み、気候変動をはじめとした世界的な環境配慮への対応が求められるとともに、2025年4月からは改正建築基準法や建築物省エネ法の適用開始など、建築基準及び設計業務の高度化が進められる中、当社グループでは、新たな製品・サービスの開発を含めた当社ソリューションによる建設業界全体のDX推進を重要な課題として捉えております。市場の活性化を促し、当社グループの製品・サービスの需要を増加させる好循環のビジネスモデルを構築するため、以下の課題に取り組み、サステナビリティ経営の強化に努めてまいります。

＜新製品・新サービスの創出及び新規事業開発＞

当社グループでは、中期経営計画にサービス領域とステークホルダーへの影響範囲の拡大を掲げており、新たな製品・サービスの創出及び提供方法の見直しが課題であると考えております。この課題に対処するため、2024年12月より、建設業界に特化したサービス提供プラットフォーム「FC Apps Direct」を新たに展開しております。自社の製品・サービスのみならず、建設テック企業の革新的なサービスの紹介・提供を通じて、建設業界の多様なニーズに応えていくとともに、当社グループの営業基盤のより一層の拡大を目指してまいります。

また、投資事業（CVC：コーポレートベンチャーキャピタル）を通じ、当社グループの事業領域と関連性の高い優れたサービスやビジネスモデルを持つスタートアップやベンチャー企業との技術・ノウハウの共有、ビジネスパートナーシップの構築などを図り、新規事業開発に取り組んでまいります。

＜建設業界のDX推進＞

当社グループは、調査・設計分野の建築・測量システムにおいて大きなシェアを有しておりますが、建設業界のDX推進にあたり、さらに施工・維持管理・情報共有分野における製品・サービスの開発強化を課題として捉えております。引き続き、ユーザーニーズに合致したシステムの開発及びサポート体制を充実させることにより、既存ユーザーの満足度向上を図るとともに、国策や法改正等を踏まえた市場のニーズを見極め、建設業界のDX推進を支援してまいります。

《コーポレートガバナンスの強化》

当社グループでは、独立社外取締役の選任やリスク管理、コンプライアンス活動、任意の諮問委員会の導入等を通じて、コーポレートガバナンスを強化してまいりました。また、毎年第三者機関を通じて取締役会の実効性評価を実施しており、その都度会社の意思決定機関として改善すべき課題を抽出のうえ、社外を含む全取締役で議論し実効性の確保及びそのブラッシュアップに努めております。

加えて、昨今の課題であるサステナビリティ経営をより一層推進するため、当社グループ各社の経営トップを委員とし、社外取締役をオブザーバーとするサステナビリティ推進委員会を設けております。また、リスク・コンプライアンス委員会と連携し、当社グループを中心とした取引先やユーザーを取り巻く外部環境の変化及びそのリスクと機会を見極め、グループ全体でのサステナビリティ経営をより一層進めてまいります。

引き続き、着実な事業の推進を支え、持続的な企業価値向上を後押しする経営基盤の強化の観点から、ガバナンス機能の強化及び法令遵守・内部統制の組織的整備に取り組んでまいります。

《人的資本への投資と職場環境等への配慮》

当社グループでは、中期経営計画における重点施策を迅速かつ確実に遂行するために、人的資本が重要なファクターと捉え、イノベティブ挑戦や事業持続性の向上を実現できる優秀な人材の確保及び社員教育が欠かせないと考えております。また、当社が求める人物像を明確にしたうえで、公正性・納得性・透明性の高い人事制度を構築し、経営戦略と強く結びつけながら、積極的な人的資本投資に取り組んでおります。

その上で、社員一人一人の最大限のパフォーマンスを引き出し、さらなる成長と活躍を促すための職場環境整備や企業風土の醸成にも取り組んでまいります。

《気候変動対策・環境配慮の取り組み》

当社グループでは、TCFD提言に沿ったシナリオ分析を行い、気候変動がもたらす直接的な影響は軽微であると判断しておりますが、当社グループの市場である建設業界における影響は大きくなると予想され、市場の変化を見越した機会とリスクの見極めが課題となります。そのため、自社の再生エネルギー活用等の取り組みを進めるだけでなく、建設業界に対して最先端のICTソリューションを提供することで、建設業界のDX推進を通じてGHG排出量低減に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、ソフトウェアの開発・販売及びアプリケーションの開発・販売を主たる業務としております。

事業セグメント別の事業内容、主要製品は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容・主要製品
建 築 シ ス テ ム 事 業	建築関連業においては、様々な建築図面や見積書、部材の発注書など数多くの書類を迅速かつ正確に自動計算・作成することを目的としてソフトウェアを開発、販売しております。また、図面や書類作成以外にも営業から設計、積算・見積までトータルサポートできるソフトウェアを開発し、建築設計事務所、工務店、ハウズビルダー、ゼネコンなど建築関連業者に対し、ソリューション提案並びに販売を行っております。
測 量 土 木 シ ス テ ム 事 業	測量会社や土地家屋調査士が作成する土地・建物の形状や面積の図面を迅速かつ正確に自動作成することを目的としてソフトウェアを開発し、測量会社、土地家屋調査士、コンサルタントなど測量土木業者全般に対し、ソリューション提案並びに販売を行っております。 また、土木業においては、現場作業の効率性・安全性の向上及び施工段階で設計変更が生じた際にも迅速かつ正確な対応を可能とすることを目的として、土木施工業に特化したソフトウェアを開発・販売しております。また、官公庁の業務を請負ううえで提出義務のある現場写真管理、出来形管理等の業務にも対応しており、土木業者を中心にソリューション提案並びに販売を行っております。
I T ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	選挙の出口調査に関わるモバイルアプリケーション及びWEBアプリケーションの開発を行っております。
投 資 事 業	当社の事業領域と関連性の高い国内外の建設テックスタートアップやベンチャー企業との技術・ノウハウの共有及びビジネスパートナーシップの構築を目的として、当該スタートアップ又はベンチャー企業に対する投資を行っております。

(6) 主要な事業所及び営業拠点 (2025年3月31日現在)

当 社	本社：福井県福井市 拠点：福井県坂井市
福井コンピュータアーキテクト株式会社	本社：福井県坂井市 拠点：宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、福岡 他
福 井 コ ン ピ ュ ー タ 株 式 会 社	本社：福井県坂井市 拠点：宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、福岡 他
福井コンピュータスマート株式会社	本社：福井県坂井市 拠点：福井県福井市、宮城、埼玉、東京、広島、福岡 他
福井コンピュータシステム株式会社	本社：福井県福井市 拠点：長崎
I F A C 合 同 会 社	本社：福井県福井市 拠点：－
I F A C 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	本社：福井県福井市 拠点：－

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建築システム事業	238 (15) 名	7名減 (1名減)
測量土木システム事業	211 (10) 名	－ (1名減)
ＩＴソリューション事業	6 (－) 名	1名減 (1名減)
投資事業	－ (－) 名	－ (－)
全社 (共通)	96 (9) 名	10名増 (3名増)
合計	551 (34) 名	2名増 (－)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (準社員、契約社員) は年間の平均人数を () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44 (5) 名	4名減 (1名増)	36.1歳	10.2年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (準社員、契約社員) は年間の平均人数を () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,700,000株（自己株式24,813株を含む）
- ③ 株主数 3,234名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ダ イ テ ッ ク ホ ー ル デ ィ ン グ	9,746千株	47.14%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,874	9.06
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,312	6.35
光 通 信 株 式 会 社	944	4.57
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	545	2.64
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	431	2.08
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 投 信 口 ）	401	1.94
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	205	0.99
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	199	0.96
福 井 コ ン ピ ュ ー タ 従 業 員 持 株 会	192	0.93

（注） 持株比率は自己株式（24,813株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役グループCEO	佐 藤 浩 一	社長執行役員
取締役グループCFO/CHRO	橋 本 彰	常務執行役員経営管理本部長 福井コンピュータアーキテクト株式会社 監査役 福井コンピュータ株式会社 監査役 福井コンピュータスマート株式会社 取締役CSO兼執行役員 福井コンピュータシステム株式会社 監査役
取 締 役	杉 田 直	福井コンピュータ株式会社 代表取締役COO兼社長執行役員 福井コンピュータシステム株式会社 取締役
取 締 役	坂 口 賢 司	株式会社プロフィットメイカーズ 代表取締役 株式会社ハンズオン 取締役 株式会社ビューティーターミナル 取締役
取 締 役	東 雲 凜	明治大学商学部 教授
取 締 役	小 笹 文	合同会社カラフル 代表社員 一般社団法人コミュニティマーケティング推進協会 理事 地主株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社ヌーラボ 社外取締役 株式会社出前館 社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	高 橋 勝	公認会計士高橋勝事務所 代表 センクス監査法人 統括代表社員 株式会社メンタルヘルステクノロジーズ 社外監査役 NISSIN FOODS COMPANY LIMITED 社外取締役 公認会計士修了考査 監査運営委員
取締役（監査等委員）	神 田 輝 生	神田法律事務所 代表弁護士
取締役（監査等委員）	三 橋 明 史	三橋明史公認会計士事務所 代表 株式会社岩渕畜産 非常勤CFO 株式会社FCE 社外監査役 ブリッジアカウンティング合同会社 代表社員 株式会社おすすめ屋 社外監査役 佳生監査法人 社員

- (注) 1. 代表取締役佐藤浩一氏は、2025年4月1日付で当社における地位が代表取締役CEOに変更となっております。
2. 取締役橋本彰氏は、2025年4月1日付で当社における地位が、取締役CFO/CHROに、担当が常務執行役員経営企画本部長に変更となっており、同日付で福井コンピュータスマート株式会社の取締役CSO兼執行役員を退任し、同時に同社の監査役に就任しております。
3. 取締役小笹文氏は、2025年4月1日付で日本工業大学大学院技術経営研究科の准教授に就任されております。
4. 取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）高橋勝氏、神田輝生氏及び三橋明史氏は、社外取締役であります。
5. 取締役（監査等委員）高橋勝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）神田輝生氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員）三橋明史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役（監査等委員）高橋勝氏は、常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに監査等委員会の活動において、当社の経営の監査・監督機能により一層の厚みを持たせるためであります。
9. 当社は、取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）高橋勝氏、神田輝生氏及び三橋明史氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
10. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。また、保険料は特約部分を含め当社負担であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
11. 当社は取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）神田輝生氏及び三橋明史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任理由	退任時の担当及び重要な兼職の状況
五十嵐 晃	2024年6月21日	任期満了	取締役常勤監査等委員
品 谷 篤 哉	2024年6月21日	任期満了	社外取締役監査等委員 立命館大学法学部 教授 一橋大学大学院法学研究科 兼任教員 信託法学会 理事 公認会計士試験 試験委員 日本私法学会 理事

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけており、取締役の報酬制度についても、当社の成長や企業価値の向上に資するものであるべきと考えております。

まず、基本方針としましては、取締役の報酬の額及びその算定方法の決定に関して、役員の役位、役割及び職責等に相応しい水準とすることとしております。当該方針は、当社の取締役と従業員から構成された役員報酬改革プロジェクトにて方針案を策定し、取締役会に上程されたのち、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により定めております。

次に、取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である短期インセンティブ及び中長期インセンティブの3種類で構成しております。その報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲において、各取締役の役位、担当職務及びその職責に応じた基本報酬額に、単年度及び3年間の業績並びに個人目標に対する評価に基づく業績連動報酬額を加えて算出し、取締役会はその評価内容と報酬額を指名・報酬委員会に諮問のうえ、その答申をもって最終的に取締役会の決議により定めることとしております。なお、報酬における固定報酬：業績連動報酬の割合は概ね6：4となるように定めております。

また、当該報酬の支給方法は、各報酬いずれも金銭報酬としており、業績連動報酬である短期インセンティブ及び中長期インセンティブは、その報酬額を12分割して基本報酬額に加算し、毎月支給するものと定めております。

なお、監督機能を担う、業務を執行しない取締役及び社外取締役については、その職務内容を勘案し、基本報酬のみを支払うこととしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第39回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第39回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の人員 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	72 (13)	72 (13)	— (—)	5 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (21)	24 (21)	0 (—)	5 (4)
合 計	97	97	0	10

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、旧方針に基づき支給された2024年4月から2024年6月までの報酬額を含んでおります。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）6名（うち社外取締役3名）、取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役3名）であります。上記の支給人員は、2024年6月21日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名（うち社外取締役1名）を含め、無報酬の取締役1名を除いて記載しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業務執行取締役の業績連動報酬支給額は、各取締役の役位、役割、担当職務及びその職責並びに業績等を勘案し設定された目標の達成率について個別に評価したうえで、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において具体的な支給額を決定します。なお、業績連動報酬は、短期インセンティブ及び中長期インセンティブの2種類の報酬から構成され、それぞれ異なる評価基準及び評価期間を定め運用しております。

ア. 短期インセンティブ

短期インセンティブは、業績達成方式を採用しており、期首に取締役会にて設定された単年度の連結の売上高及び営業利益、ARR（年間定期収益）等の定量目標並びに役位及び担当職務に応じた個人の定性目標の達成率に応じて報酬額を決定いたします。なお、業績指標としてこれらの評価指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため最適であると判断したためです。

また、定量目標の指標は、担当職務に応じて個別に設定するものとしております。その上で、会社業績に準拠する定量目標及び個人目標が主となる定性目標の報酬額に対する評価ウェイトは、代表取締役とそれ以外の取締役において区別し、以下のとおりとしております。

なお、当連結会計年度における評価指標の実績は、売上高14,717百万円、営業利益6,085百万円、ARR7,646百万円となっており、定性の個人目標については、各取締役に個別に設定された目標を上回る結果となっております。

		取締役	代表取締役		取締役		
		執行役員	社長執行役員	副社長執行役員	専務執行役員	常務執行役員	執行役員
定量	連結	売上高	20%	20%	10%	10%	10%
		営業利益	50%	50%	30%(±10%)	30%(±10%)	30%(±10%)
	KPI	ARR等	20%	20%	20%(±10%)	20%(±10%)	20%(±10%)
定性	個人目標	目標管理	10%	10%	40%(±10%)	40%(±10%)	40%(±10%)
Total			100%	100%	100%	100%	100%

イ. 中長期インセンティブ

中長期インセンティブは、攻めの経営の実現にむけ、中長期の目標に対する報酬として設定しております。報酬額は、中期経営計画にて掲げる目標に基づき、連結の売上高、営業利益及び中期経営計画のKPIの定量目標並びに非財務目標の定性目標を3年間で設定し、その進捗度、達成度に応じて決定いたします。支給については、3年間の目標について各事業年度の終了時に目標進捗を評価することで単年毎の支給額を決定し、12分割のうえ毎月支給するものとしております。

なお、短期インセンティブと同様に、会社業績に準拠する定量目標及び個人目標が主となる定性目標の報酬額に対する評価ウェイトは、代表取締役とそれ以外の取締役において区別し、以下のとおりとしております。

また、業績指標としてこれらの評価指標を選定した理由は、中期経営計画に連動することにより当社が掲げる中長期の目標達成に対する意識を高めるため最適であると判断したためです。

なお、当連結会計年度における評価指標の実績は、売上高14,717百万円、営業利益6,085百万円、ROE16.3%となっており、定性の個人目標については、各取締役の中期経営計画に基づき個別に設定された目標に対する進捗の評価を実施し、進捗基準を上回る結果となっております。

		取締役	代表取締役		取締役		
		執行役員	社長執行役員	副社長執行役員	専務執行役員	常務執行役員	執行役員
定量	連結	売上高	20%	20%	10%	10%	10%
		営業利益	50%	50%	30%(±10%)	30%(±10%)	30%(±10%)
	中長期経営計画KPI	ROE	10%	10%	10%	10%	10%
定性	中長期経営計画	ガバナンス	10%	10%	10%	10%	10%
	非財務目標	個人目標	10%	10%	40%(±10%)	40%(±10%)	40%(±10%)
Total			100%	100%	100%	100%	100%

(注) ±10%の記載がある指標のウェイトは、各人の所属先や管掌領域に応じて個別に設定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	坂 口 賢 司	株式会社プロフィットメイカーズ 株式会社ハンズオン 株式会社ビューティーターミナル	代表取締役 取締役 取締役
取締役	東 雲 凜	明治大学商学部	教授
取締役	小 笹 文	合同会社カラフル 一般社団法人コミュニティマーケティング推進協会 地主株式会社 株式会社ヌーラボ 株式会社出前館	代表社員 理事 社外取締役監査等委員 社外取締役 社外取締役
取締役（監査等委員）	高 橋 勝	公認会計士高橋勝事務所 センクス監査法人 株式会社メンタルヘルステクノロジーズ NISSIN FOODS COMPANY LIMITED 公認会計士修了考査	代表 統括代表社員 社外監査役 社外取締役 監査運営委員
取締役（監査等委員）	神 田 輝 生	神田法律事務所	代表弁護士
取締役（監査等委員）	三 橋 明 史	三橋明史公認会計士事務所 株式会社岩淵畜産 株式会社FCE ブリッジアカウンティング合同会社 株式会社おすすめ屋 佳生監査法人	代表 非常勤CFO 社外監査役 代表社員 社外監査役 社員

（注）当社と取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）高橋勝氏、神田輝生氏及び三橋明史氏の兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締役	坂 口 賢 司	16/16回 (100%)	—	IT分野のエンジニアリングに強みをもつ企業の経営者として培われた優れた知見を活かし、当社の経営全般及び技術開発について、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、当社の技術戦略やビジネス戦略の実行及び対処すべき課題に対し、社外独立の立場からリスクの指摘や改善策の提言を行い、当社経営の監督の役割を果たされております。
取締役	東 雲 凛	16/16回 (100%)	—	国内外の大学の研究員及び教授を歴任された経験を活かし、国際性・環境・社会性、多様性等の幅広い観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、世界的に著しく変化する外部環境を踏まえた提言を行い、サステナビリティ経営の推進に向け、社外独立の立場から当社経営の監督の役割を果たされております。
取締役	小 笹 文	12/13回 (92%)	—	複数の企業の立ち上げに携わり、自身でも会社を経営されるなど、企業の経営及びマーケティングに関する豊富な実績と経験から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、当社の新規事業開発及び新製品・サービスのマーケティングにおいて、事業戦略の策定及びその社内外への展開について助言をいただくとともに、社外中立の立場から適切な監督の役割を果たされております。

地 位	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高 橋 勝	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験と専門知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 (監査等委員)	神 田 輝 生	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 (監査等委員)	三 橋 明 史	13/13回 (100%)	10/10回 (100%)	公認会計士並びに企業の財務責任者及び監査役を歴任される業務経験や専門的知見から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員として、複数のベンチャー企業の立ち上げに携わられた経験を活かし、当社の新規事業開発を含む事業戦略の管理運営について客観的・中立的な立場から適切な監督機能を発揮いただいております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る報酬等の額	28百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的とし、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。委員会では、「コンプライアンス規程」に基づき、社員に対する法律遵守意識、倫理意識の普及、啓発を推進する。

当社の取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について決定するとともに、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。

当社の監査等委員会は、監査室及び会計監査人と連携を図りながら、内部統制システムの運用において、特に法令及び定款上問題がないかを監査する。

また、当社グループは通報制度を設け、当社グループの取締役及び使用人が法令違反行為を発見した場合は、速やかに当社総務部、監査室等に通報することを定める。会社は、匿名の通報も受け付けるものとし、通報者のプライバシーに十分配慮する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報を記録、保存、管理し、必要に応じて関係者が閲覧できる体制をとる。

また、当社の情報資産を、故意、偶然の区別なく、改ざん、破壊、漏洩から保護すべく、その管理策をまとめた「情報セキュリティポリシー」を策定し、情報セキュリティの維持に努める。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に防止する策を講じるとともに、万一重大事象が発生した場合に会社が被る損失又は不利益を最小化する体制の構築を目的に「リスク管理規程」を作成する。また、「リスク管理規程」に基づき、リスクの洗い出し、評価、予防策の検討等を行うことを目的にリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

当社グループの取締役及び使用人は、リスクの発生及び予測されるリスクに重要な変化があった場合、リスク・コンプライアンス委員会に通知することを定める。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、迅速かつ効率的な経営が行われるよう持株会社体制を採用する。

当社及び各子会社は、取締役の業務執行状況の監督及び確認について、定例の取締役会において、重要事項の審議及び決定等と合わせて行う。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、当社の取締役が各子会社の取締役を兼務し、グループ各社の取締役会において事業の進捗状況及び重要事項の報告や協議を実施する。

また、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営に対して適切な管理を行う。

子会社に対しては、監査室が必要の都度会計及び業務に関して監査を実施するとともに、監査等委員会も必要に応じて監査を行うこととする。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の求めがある場合、監査等委員会を補助すべき取締役を置くものとする。監査等委員会の職務は監査室において補助する。

⑦ 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査業務を求められた使用人は、求められた業務について、取締役、監査室長の管轄外とし、指揮命令を受けないこととする。

当該使用人の異動等の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議して決定することとする。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社を除く当社グループの取締役及び使用人は、会社の目的の範囲外となる行為、その他法令又は定款に違反する行為により、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、法令及び「監査等委員会規程」並びに「監査等委員会監査等規程」に基づき、直ちに監査等委員会に報告する。

監査等委員は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は取締役及び使用人に説明を求めることとする。

監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととするため、「内部通報規程」において、報告した者の保護規定及びこれに違反した者への罰則規定を定める。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

当社は、当社監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に際し法令に基づいて費用の支出又は弁済を求めたときは、これを速やかに処理することとする。また、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担するものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、監査室及び会計監査人と情報交換や意見交換を行うものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求等をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、当社グループの役職員が反社会的勢力に対し適切な行動をとれるようその対応を規定する。各部署で反社会的勢力からの接触や不当な要求を受けた場合には、直ちに統括責任部署である当社総務部に報告することとし、総務部では必要に応じて警察や弁護士等専門家のアドバイスを得ながら対応することとする。個人での接触を避け組織的な対応を行うことで、反社会的勢力の介入を回避しており、総務部においては、情報の収集・分析・検討の中心となって各部署に適宜情報を提供するなどして、会社全体での反社会的勢力への対応力向上に努めることとする。

なお、取引先（主に当社製品の販売を行う販売店等）についても、取引開始時に信用調査を行う際には現地に赴いての訪問調査を行い、悪い風評の発生状況等についても確認し反社会的勢力に該当しないかをチェックすることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

従業員に対し、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても、従業員に対する周知を継続的に行っております。なお、当事業年度において発生した内部通報案件はありません。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役6名（うち独立社外取締役5名）を含む取締役9名（うち監査等委員である取締役3名）で構成されております。また、取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督、必要な発言が適宜行われており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。当社グループは、持株会社体制を採用し、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に対して適切な管理を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定のもと、適正に経営しております。

③ 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

「リスク管理規程」及び「情報セキュリティポリシー」に基づき、リスク回避、リスク低減及び情報セキュリティの維持に努め、監査室による内部監査及びリスク・コンプライアンス委員会の活動を中心に、従業員に対する周知を定期的・継続的に行っております。

④ 監査等委員会の監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査等委員会は、定時又は臨時に監査等委員会を開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。また、常勤の監査等委員を選任し、社内の監査室と連携しながら、日常的な情報収集及び社内の重要な会議に出席するとともに、稟議書をはじめ、業務執行に関わる重要な文書を閲覧することで、監査の実効性の向上を図っております。

⑤ 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

当社グループの役職員は、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力に対し適切に行動しております。取引開始時の信用調査等で反社会的勢力に該当しないかを確認するなどしており、当事業年度において反社会的勢力の介入等は生じておりません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,077	流 動 負 債	5,705
現 金 及 び 預 金	21,172	買 掛 金	61
受 取 手 形	340	未 払 費 用	310
売 掛 金	1,145	未 払 法 人 税 等	1,106
商 品 及 び 製 品	64	前 受 金	2,683
仕 掛 品	14	賞 与 引 当 金	592
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3	役 員 賞 与 引 当 金	3
そ の 他	336	そ の 他	948
貸 倒 引 当 金	△1	固 定 負 債	236
固 定 資 産	9,967	繰 延 税 金 負 債	236
有 形 固 定 資 産	3,225	負 債 合 計	5,942
建 物 及 び 構 築 物	1,787	純 資 産 の 部	
土 地	1,153	株 主 資 本	26,470
そ の 他	284	資 本 金	1,631
無 形 固 定 資 産	227	資 本 剰 余 金	1,500
投 資 そ の 他 の 資 産	6,514	利 益 剰 余 金	23,398
投 資 有 価 証 券	4,698	自 己 株 式	△59
繰 延 税 金 資 産	524	その他の包括利益累計額	632
そ の 他	1,296	その他有価証券評価差額金	632
貸 倒 引 当 金	△5	純 資 産 合 計	27,102
資 産 合 計	33,044	負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,044

連結損益計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		14,717
売上原価		3,068
売上総利益		11,649
販売費及び一般管理費		5,563
営業利益		6,085
営業外収益		
受取利息	53	
受取保険金	83	
その他	71	208
営業外費用		
災害損失引当金繰入額	82	82
経常利益		6,211
特別損失		
投資有価証券評価損	29	29
税金等調整前当期純利益		6,181
法人税、住民税及び事業税	2,040	
法人税等調整額	△48	1,991
当期純利益		4,189
親会社株主に帰属する当期純利益		4,189

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,292	流 動 負 債	639
現 金 及 び 預 金	13,455	未 払 金	469
貯 蔵 品	0	未 払 費 用	26
前 払 費 用	69	未 払 法 人 税 等	26
未 収 入 金	752	預 り 金	72
そ の 他	14	賞 与 引 当 金	45
		そ の 他	0
固 定 資 産	9,266	固 定 負 債	506
有 形 固 定 資 産	3,128		
建 物	1,718	繰 延 税 金 負 債	166
構 築 物	49	組 織 再 編 に よ り 生 じ た 株 式 の 特 別 勘 定	339
工 具 器 具 及 び 備 品	278		
土 地	1,080	負 債 合 計	1,145
そ の 他	1	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	7	株 主 資 本	21,780
特 許 権	0	資 本 金	1,631
ソ フ ト ウ ェ ア	4	資 本 剰 余 金	1,500
電 話 加 入 権	2	資 本 準 備 金	1,500
そ の 他	0	利 益 剰 余 金	18,708
投 資 そ の 他 の 資 産	6,130	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,708
投 資 有 価 証 券	3,614	特 定 株 式 取 得 積 立 金	77
関 係 会 社 株 式	140	繰 越 利 益 剰 余 金	18,631
関 係 会 社 出 資 金	1,095	自 己 株 式	△59
長 期 前 払 費 用	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等	632
差 入 保 証 金	277	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	632
そ の 他	1,002	純 資 産 合 計	22,412
資 産 合 計	23,558	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,558

損 益 計 算 書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,078	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	3,750	4,828
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,069	1,069
営 業 利 益		3,759
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	52	
そ の 他	156	209
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	51	
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	82	134
経 常 利 益		3,835
税 引 前 当 期 純 利 益		3,835
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30	
法 人 税 等 調 整 額	6	36
当 期 純 利 益		3,798

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

福井コンピュータホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 枝 和 之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石 橋 智 己

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、福井コンピュータホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、福井コンピュータホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

福井コンピュータホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大枝和之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石橋智己

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、福井コンピュータホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

福井コンピュータホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高橋 勝 ㊞

監査等委員 神田 輝生 ㊞

監査等委員 三橋 明史 ㊞

(注) 監査等委員高橋勝、神田輝生、三橋明史は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

会場ご案内図

会 場 ハピリン 3階 ハピリンホール
〒910-0006 福井県福井市中央1丁目2番1号
電話 0776-20-2901

(開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)



鉄道 JR 福井駅より徒歩1分
ハピラインふくい 福井駅より徒歩1分
えちぜん鉄道 福井駅より徒歩1分
福井鉄道 福井駅より徒歩1分

車 駐車場はハピリン地下駐車場をご利用ください。